

山口県農業経営診断・管理システム構築業務委託仕様書

1 委託業務の名称

山口県農業経営診断・管理システム構築業務（以下、本業務とする）

2 業務の目的

山口県では、農業者の高齢化や減少が進むなか、集落営農法人の育成を進めてきたが、経営規模が小さく脆弱な法人が多いことから、経営の継続と継承が課題となっている。

本県では、こうした課題に対応するため、法人間の連携・合併による経営基盤の強化や、法人連合体の機能強化等を推進し、地域農業を支える中核経営体等の育成に取り組んでいる。

そこで、県が、支援対象となる中核経営体等の活動実績や成果等に係るデータを把握するとともに、解決すべき課題を効率的に捉え、効果的な支援策の検討・提案を通して経営発展に繋げることで、これら中核経営体等の育成と円滑な事業承継を推進する。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

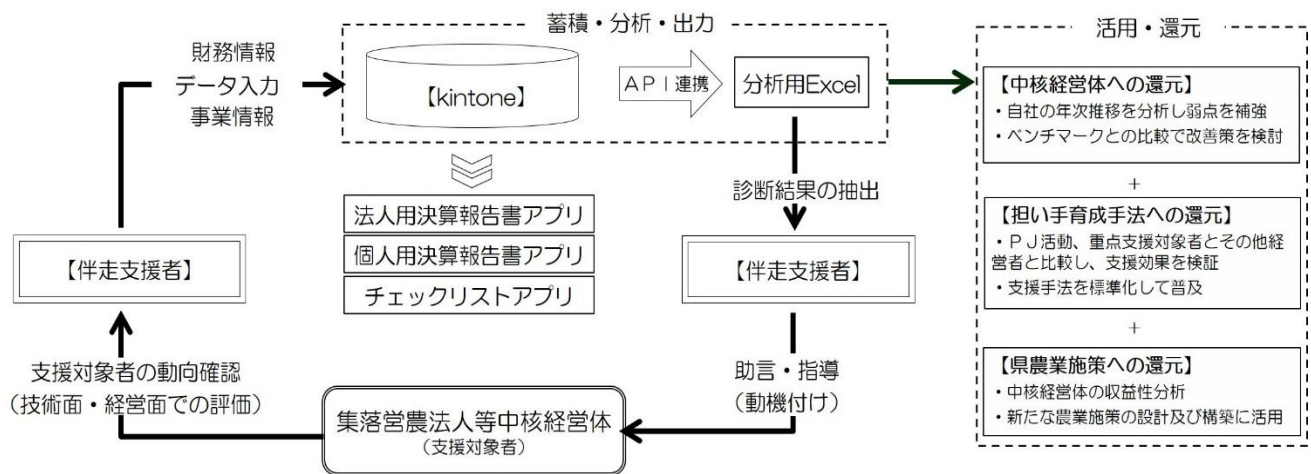
4 業務の推進体制

本業務の提案者は、本県内に本店・支店または事業所を有し、かつ、過去5年以内に、国（農林水産省）や地方公共団体（農政部局）が企画した類似業務（農業法人等を対象とした事業性評価のシステム構築に係る業務）に携わった経験を有する民間企業とする。

5 業務のイメージ

中核経営体等の経営発展と円滑な事業承継を実現するため、効果的な解決策の検討・提案、施策等効果の検証などを推進する。そのため、支援対象に位置付けた中核経営体等の活動実績や成果等に係るデータを一元管理する

とともに、それらデータを蓄積・分析し、経営課題が見える化するための、「kintone」を核とした一連のシステムを構築する。



6 業務の内容

委託する業務は次のとおりとする。

(1) 経営診断・評価項目の設定

中核経営体等の事業実績を分析し評価するため、経営を継続及び発展させる際に重要となる定性評価項目と定量評価項目を設定し、さらに全ての評価項目を、数量化した評価基準として設定すること。

なお、本システムによる診断・評価対象に農事組合法人が含まれることを想定し、内容を十分に検討するとともに、評価基準の設定理由を明記すること。

(2) ベンチマークとなりうる中核経営体等の診断・分析

県が選定した25経営体について、上記(1)で設定した評価項目に関し、ヒアリング及び経営分析等を行うこと。

また、ヒアリング結果等をもとに、経営診断・評価項目と評価基準の検証を行い、精度を向上させること。

(3) 経営診断・管理システムの整備

本システムでは、県とともに収集した経営診断・評価項目に係るデータの蓄積、当該データと評価項目ごとの評価基準との比較等、少なくとも以下の機能を有すること。

ア 経営体情報及び評価項目データの入力、登録、更新、検索機能

- イ 評価結果の一覧表示及び図表による可視化機能
- ウ 入力ミスを把握し利用者に通知するエラーチェック機能
- エ 診断・評価及び改善提案フォーマットの出力機能
- オ 利用者ごとの権限管理機能
- カ 更新履歴の確認機能

なお、本システムは、県がライセンスを取得している「kintone」の活用を前提とし、併せて、システムの利便性等の向上を図るため、その他の連携アプリ「FoamBridge」及び「Kviewer」を用いることができる。

(4) 本システムの試行

県が選定した上記(2)の25経営体のデータを本システムに入力するとともに、入力結果をもとに、25経営体における事業性評価、経営課題の抽出及び改善策の提案等を試行すること。

また、これら試行結果をもとに、必要に応じて経営診断・評価項目及び評価基準の見直しを行うこと。

(5) システムの運用に向けた仕組み・方法等の整備

県の担当者が、本システムを用いて、次の管理及び活用等を行うための手引きを整備すること。

また、県担当者に対し、これら手引きを共有する際は、県下8か所の農林(水産)事務所での研修会及び、農林総合技術センターでの集合研修会を各1回以上開催し、メール等での個別問い合わせに対応すること。

なお、当該研修会の講師は、受託者のほか、県が指定する中小企業診断士等の専門家とすること。

- ア 支援対象となる中核経営体等から必要な情報を効率的に収集するためのヒアリングの項目及び手法
- イ 経営診断・評価項目に基づき数値化した評価基準の設定理由と判定方法
- ウ 本システムで各種データを出入力する際のルール及び運用マニュアル
- エ データを分析した後の評価方法及び経営課題の抽出手法
- オ 経営課題に対する改善提案書のフォーマット及び作成手法

(6) その他の取組

上記(1)から(5)以外で、本システムの構築に有用な手法や仕組み等がある場合は、県に対する提案及び協議を経て、取り組むこと。

(7) 推進会議の開催

上記(1)から(6)の取組を円滑に進めるにあたり、関係者から意見聴取を行うため、次の機関の担当者が参画できる推進会議を、県と協議の上3回以上開催すること。

- ア 農林水産部農業振興課（必要に応じて農林水産政策課）
- イ 農林総合技術センター（企画戦略部、経営高度化研究室）
- ウ 農林（水産）事務所農業部
- エ 山口県農業経営支援センターの運営に携わり、かつ、本県の農業経営者の実態に知見のある中小企業診断士等の専門家
- オ 経営診断・評価項目の設定等、本業務の遂行に際し、推進会議が必要と認める者

7 成果物

業務完了後、次に掲げる成果物を提出すること。

また、成果品のとりまとめにあたっては、県と十分に調整すること。

(1) 経営診断・管理システムに関するもの

- ア 設定した経営診断・評価項目と評価基準に関する資料（紙面及びEXCELデータ）
- イ 6の(2)及び(4)において収集・分析した経営体情報（EXCELデータ等）が蓄積された本システム

(2) システムの運用に向けた仕組み・方法に関するもの

- ア 6の(5)において、受託者が策定した資料（紙面及びEXCEL・Wordデータ等）

(3) 事業実績に関するもの（業務完了報告書）

- ア 本業務の実施状況を総括した報告資料（紙面）
- イ 県担当者に対する指導実績書（紙面）
 - ・参加者リスト、研修会資料、意見交換等での質疑応答の概要、本

システムの運用に係る課題と改善提案等を添付すること

ウ 記録用写真（画像データ（JPG））

- ・ 県担当者向けの研修会の様子が分かる写真

（４）その他

ア 本業務の成果品の著作権は、県に帰属する

イ 成果物は、山口県農林水産部農業振興課（〒753-8511 山口市滝町1-1）に納入すること

なお、成果物のうち、（１）のアに挙げるものは、設定後速やかに指定の場所へ納入すること

8 委託料の支払い

受託者は、報告書等納品後、委託料の支払いを請求できる。農業振興課は、この報告があったときは速やかに業務に係る検査を行い、当該検査により業務の完了を確認する。

また、委託料は、支払請求を受けた日から30日以内に支払う。

9 その他

（１）業務計画書の提案

契約締結後10日以内に、本システムの構築・運用に係る業務計画書を提出し、県の承認を得ること。また、業務計画書には、次の事項を記載すること。

ア 業務概要

イ 業務工程

ウ 実施体制

エ 検証等計画

オ 課題管理

（２）県及び専門家等との連携

ア 本業務で構築するシステムは、農林（水産）事務所など、中核経営体等の支援を行う関係機関が、本県の農業及び農業経営の実態を熟知した専門家等の助言を受けながら、支援対象者の事業性評価、経営

課題の抽出及び解決策を提案する際に活用することを想定しているため、6の（１）から（６）の業務は、（７）に掲げる関係者と十分に連携して実施すること

イ 本事業の効果等の検証・説明を目的として、県から調査、報告又は資料の提出を求められた場合、資料の提出に協力すること

ウ 他機関からの意見照会や会議への出席依頼等があった場合、県農業振興課と協議の上対応すること

（３）秘密の保持

本業務の実施及び経理事務等に係る証拠書類を整理・管理し、関係帳簿及び証拠書類については委託事業完了後５年保管しておかなければならない。

なお、本業務の実施にあたっては、「山口県情報セキュリティポリシー」に定める事項を遵守すること。

（４）個人情報の保護

受託者は、本業務の中で収集した情報を県の許可なく漏洩してはならない。特に個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」により十分留意すること。

（５）その他

県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様変更に応じること。

また、仕様書に記載のない細部について不明な点が生じたときは、速やかに農業振興課と協議し、その指示に従うこと。

10 事業の運営管理等

県農業振興課は、本事業の受託者と密接な関係を維持しつつ、本事業の目的に照らし、適切な運営管理を実施する。このため、本事業の受託者は事業の推進に当たって県農業振興課と十分に協議、連携して、円滑に事業を実施することを必須とする。